

用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

昨年度いただいた市素案（案）に対する市民のみなさまのご意見を踏まえ、市素案を作成しましたので、説明会を開催します。また市素案の縦覧、公聴会等を実施します。

2 都市計画市素案説明会

(1) 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。

・令和 5 年 6 月 30 日（金）から 7 月 28 日（金）

横浜市市素案説明会

検索 

(2) 会場開催

市内 16 会場で「配信している動画の視聴」、「個別相談」を実施します。

・令和 5 年 7 月 3 日（月）から 7 月 21 日（金）（予約不要）

※会場と日時等の詳細は別添リーフレットのの中面をご覧ください。

3 縦覧（閲覧）

(1) 期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から 7 月 28 日（金）（土・日・祝日は除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

都市計画市素案を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）

イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

4 公聴会

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。公述申出があった場合は公聴会を開催します。

5 添付リーフレットの配布場所（6 月初旬から配布予定）※市のホームページでも公開予定

(1) 見直し予定区域へ戸別配布（6 月初旬から 6 月 30 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

【担 当】建築局都市計画課 岳村、飯島、下田

【連絡先】6 7 1 - 2 6 5 8

令和 5 年住宅・土地統計調査の実施等について

日頃から、鶴見区政の推進に格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう、周知等について特段の御配慮と御協力をお願いします。

1 調査の概要について

(1) 調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目にあたります。

本年の調査は、多様化している居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、耐震性・省エネルギー性等の住宅性能水準の達成度や少子・高齢社会を支える居住環境の整備等の実態などを明らかにすることを目的としています。また、住環境対策として空き家対策の重要性が高まっていることから、空き家の所有状況を含めた住生活の実態を把握することとしています。

(2) 調査期日

令和 5 年10月1日

(3) 調査の対象

令和 2 年国勢調査調査区のうち約 5 分の 1 の調査区を対象とし、1 調査区（50 住戸前後）から17住戸を無作為抽出して調査します。

(4) 調査項目

- ア 住宅の構造に関する事項（床面積、敷地面積、建築時期、家賃等）
 - イ 住宅に居住する世帯に関する事項（世帯員構成、入居時期、通勤時間等）
 - ウ 高齢者のための設備、省エネルギー設備に関する事項
 - エ 増改築及び改修工事に関する事項
 - オ 住居地以外の住宅及び土地に関する事項
 - カ 建物の構造に関する事項（階数、建て方、腐食破損の有無等）等
- ※カについては調査員が目視等で調査する場合があります。

(5) 調査の日程

次の日程で調査員が対象調査区にお伺いいたしますので、御協力をお願いします。

- ・ 9月上旬から中旬 対象調査区内の巡回（調査地域の確認）
- ・ 9月下旬から10月上旬まで 調査票の配布と回収
※オンライン回答と郵送提出が大部分を占めるため、調査員による回収はごくわずかとなる見込みです。
- ・ 10月中旬頃 調査票未提出世帯への提出依頼

(6) 調査の方法

調査員による調査票の配布・収集を行います。世帯からの調査票の回答方法は、インターネットを利用したオンライン回答に加え、郵送による提出を原則とし、世帯の任意封入による調査員回収も可能とします。

2 調査員の募集について

一部の調査区において、調査員の募集を行います。つきましては、別紙「住宅・土地統計調査 調査員の募集について」の周知をお願いします。

※同じ内容を各自治会町内会宛てにも送付します。

(1) 調査員の地域

鶴見区役所が指定する区域（調査区）

※面接等で相談の上決定します。

(2) 調査員の役割等

調査員には原則として3調査単位区（40～70住戸）を受け持っていていただき、指定された調査区域内の世帯を対象に調査票の配布と回収等を担当していただきます。調査員任命期間は概ね8月下旬から10月下旬頃まで（8月下旬説明会、9月上旬から調査活動開始）、報酬は75,000円程度（3調査区調査時の見込み金額、担当する区域・世帯数による）になります。

(3) 募集要件

- ア 原則として20歳以上の方
- イ 責任を持って調査の事務ができる方
- ウ 調査で知った秘密を守ってもらえる方
- エ 税務、警察、選挙活動に直接関係のない方
- オ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

【問合せ】

鶴見区総務課統計選挙係 松澤・盛井
電話 045-510-1660

住宅・土地統計調査 調査員の募集について

「住宅・土地統計調査」は、統計法に基づいた総務省所管の基幹統計調査です。我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とし、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目にあたります。

つきましては、この調査に従事していただく調査員を募集します。

《募集要項》

募集人数	40人程度
資格	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として20歳以上の方 2 責任を持って調査の事務ができる方 3 調査で知った秘密を守ってもらえる方 4 税務、警察、選挙活動に直接関係のない方 5 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方
主な業務内容	区内の指定された調査区域の各世帯を訪問し、世帯名簿の作成、調査票の配布・回収など。
調査員 任命期間	概ね8月下旬から10月下旬頃まで ※8月下旬説明会、9月上旬から調査活動開始
募集地域	鶴見区役所が指定する区域（調査区） ※面接等で相談の上決定します。
担当世帯数	40～70世帯（要相談）
報酬	75,000円程度 （3調査区調査時の見込み金額、担当する区域・世帯数による）
申込方法	区役所で面接を行います。 <u>必ず面接の日程を電話連絡にて申し込んでください。</u> 申込書に記入の上、面接当日持参してください。なお、申込書は返却しませんので、御了承ください。 ※申込書は、区役所ホームページ等でも確認できます。
面接	日付：6月19日（月）～6月23日（金） 場所：鶴見区役所6階10号会議室 ※面接日及び時間は電話申し込み時に相談の上、決定します。
申込先	鶴見区総務課統計選挙係 電話：045-510-1660 Fax：045-510-1889 メール： tr-toukei@city.yokohama.jp

令和5年住宅・土地統計調査 調査員登録申込書

ふりがな					
氏名	氏	名			
生年月日 (年齢)	大・昭・平 年 月 日生 (歳) 男・女				
住所	市 (横浜市外の方) 区 町・丁目 番地 (マンション・アパート名まで御記入ください。)				
職業 (ある方のみ)					
連絡先	(自宅) () (FAX) ()	(携帯等) ()			
調査員経験の有無	<input type="checkbox"/> ある (回) ・ (調査名 : _____) <input type="checkbox"/> ない				
調査を希望する地域	<input type="checkbox"/> 自宅と同じ町内 <input type="checkbox"/> 隣町程度まで <input type="checkbox"/> 数町離れていても可 <input type="checkbox"/> 鶴見区内どこでも可				
	具体的に希望する地域があれば御記入ください。				
	(例 : ○○町, ××駅周辺 など)				
調査時の交通手段	調査の際に使用することができるものにチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 徒歩のみ <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> スクーター <input type="checkbox"/> その他 ()				
その他御要望があれば御記入ください。					
区役所記入欄	受付日	／	受付者		

令和5年度 家庭防災員研修のご案内

1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと考えています。

2 研修内容

区分	内容
防火研修	住宅防火対策（出火防止、消火方法）など
救急研修	救命処置要領（AEDを含めた心肺蘇生法）など
地震研修	地震の知識や対応方法など
風水害研修	風水害の知識や対応方法など
DIG 研修	参加者が地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練です。



※地震研修の実施状況は、横浜市民防災センターで行われた研修の様様です。

3 研修日程

区分	日時	会場
① 防火・地震・風水害・DIG	令和5年10月7日（土）	横浜市民防災センター
② 救急	令和5年10月14日（土）	ココファン横浜鶴見

※原則、区分①②両方の受講が必要です。

※各日、9時00分から12時00分までです。

4 受講対象者

受講対象者は、満 15 歳以上の横浜市民かつ次のいずれかに該当する方

- ・個人により研修を希望される方
- ・自治会・町内会から推薦を受けた方

5 申し込み方法

令和5年度家庭防災員研修受講申込書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、令和5年8月31日(木)まで(必着)に、以下の宛先にお申し込みください。

なお、自治会・町内会から推薦いただける場合も、研修受講者からの申込をお願いいたします。

- 「令和5年度家庭防災員研修 受講申込書」(別紙)

【宛先】○鶴見消防署総務・予防課 家庭防災員担当 宛
○郵送：〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1
○FAX：045-503-0119
○電子メール：sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.jp

5 修了証

研修受講者には、研修修了証を交付します。

6 その他

- (1) 申込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください(消防署から連絡がない場合は希望日にお越しください。)
- (2) 研修会場までは、公共交通機関を御利用ください。
- (3) 大雨警報等が発表された際は、研修を中止する場合があります。
- (4) 不明な点は消防署へお問い合わせください。

【問合せ先】

鶴見消防署総務・予防課 家庭防災員担当

電話・FAX 045 (503) 0119

Email：sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.jp

【令和5年度家庭防災員研修 受講申込書】

～お申込み方法～

必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、令和5年8月31日（木）まで（必着）に以下の宛先にお申し込みください。

なお、自治会・町内会から推薦いただける場合も、研修受講者からの申込をお願いいたします。

【宛先】鶴見消防署 総務・予防課 家庭防災員担当 宛
○郵送：〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
○FAX：045-503-0119
○電子メール：sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.jp

フリガナ		住所	横浜市鶴見区
氏名		連絡先 TEL/FAX	
推薦 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無し	同意事項 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 当申込用紙に記入した情報が、受講後にお住いの自治会町内会へ提供されることについて、同意します。
自治会町内会名			

研修区分①		
科目	日時	会場
防火 地震 風水害 DIG	10/7 (土) 9:00~ 12:00	横浜市民 防災セン ター

研修区分②		
科目	日時	会場
救急	10/14 (土) 9:00~ 12:00	ココファン 横浜鶴見

(備考)

- 1 受付は研修開始15分前より行います。
- 2 原則、区分①②、両方の受講が必要です。
- 3 申込書は内容を控えるなどして、保管してください。
- 4 申込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。
(消防署から連絡がない場合は希望日にお越しください。)
- 5 欠席や受講日を変更する場合は平日(月～金曜日(祝日除く))午前9時～午後5時に鶴見消防署総務・予防課家庭防災員担当まで御連絡ください。
TEL：045-503-0119 Email：sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.jp

家庭防災員研修

受講者募集!!

無料



「家庭防災員研修」について

家庭防災員研修は、自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる研修として、一人でも多くの市民が本研修を受講し、防火・防災に関して必要な知識及び技術を身に付けることを目的としています。

研修受講要領

- 受講要件： 満15歳以上 鶴見区民
- 申込方法： 個人からの応募又は自治会・町内会からの推薦
(詳細は下記消防署にお問合せいただくかホームページをご覧ください。)
- 研修内容・日程

区分	日時	会場
防火・地震・風水害・DIG	令和5年10月7日(土) 9時00分～12時00分	市民防災センター
救急	令和5年10月14日(土) 9時00分～12時00分	ココファン横浜鶴見

【お問合せ先】

・鶴見消防署総務・予防課 家庭防災員担当

・メール：sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.jp

045-503 - 0119

鶴見消防署 家庭防災員研修

検索



令和5年度 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 横浜市実施要綱

目的

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

期間

令和5年6月1日（木）～6月30日（金）の1か月間

スローガン

運転に ゆとり やさしさ 思いやり
暴走は しない させない ゆるさない！

重点

- 1 二輪車の交通事故防止
- 2 暴走族の追放



◆◆◆令和4年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◆◆

	件数（件）		死者（人）	負傷者（人）		件数（件）		死者（人）	負傷者（人）
		構成率					構成率		
鶴見区	206	30.8%	2	177	金沢区	163	32.2%	1	147
神奈川区	114	31.4%	1	95	港北区	152	29.7%	0	138
西区	73	28.6%	2	63	緑区	104	28.0%	2	89
中区	105	27.3%	0	98	青葉区	150	27.6%	0	133
南区	129	39.3%	0	102	都筑区	118	26.9%	1	107
港南区	153	32.1%	0	146	戸塚区	189	36.8%	2	174
保土ヶ谷区	194	42.7%	0	177	栄区	63	32.6%	0	59
旭区	193	36.6%	1	183	泉区	87	32.0%	0	78
磯子区	107	34.4%	0	93	瀬谷区	117	31.3%	0	109

横浜市内全体	件数		死者		負傷者	
		全事故に占める割合		全事故に占める割合		全事故に占める割合
	2,417件	32.3%	12人	31.6%	2,168人	25.6%

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本方針及びこの運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事故防止気運を盛り上げます。
- 2 地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。

警察

- 1 重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 2 二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
- 3 二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
- 4 二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
- 5 暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
- 6 交通情報板等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の醸成を図ります。
- 2 地域における暴走族への加入防止や追放の取組を推進します。
- 3 家庭における交通安全の話し合いを奨励するとともに「交通安全ひとこえ運動」を推進します。
- 4 二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

教育関係

- 1 神奈川県学校交通安全教育推進会議が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
- 2 暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
- 2 通勤・通学時の安全運転など、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- 3 暴走族について、なぜいけないのかなどを地域で話し合いましょう。
- 4 地域における様々な取組を通じて暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045(671)2323



鶴見消防署 インフォメーション



！ こんろ火災に注意しましょう ！

こんろ火災は、揚げ物等の調理中に目を離したすきに食用油から出火する他、鍋底からはみ出た炎が着衣やこんろ周囲の物に燃え移り発生します。調理の際は袖口が広い服装は着用せずに、こんろ周囲は整理整頓し近くに物を置かないようにしましょう。

◆ 鶴見区内の災害・救急概況

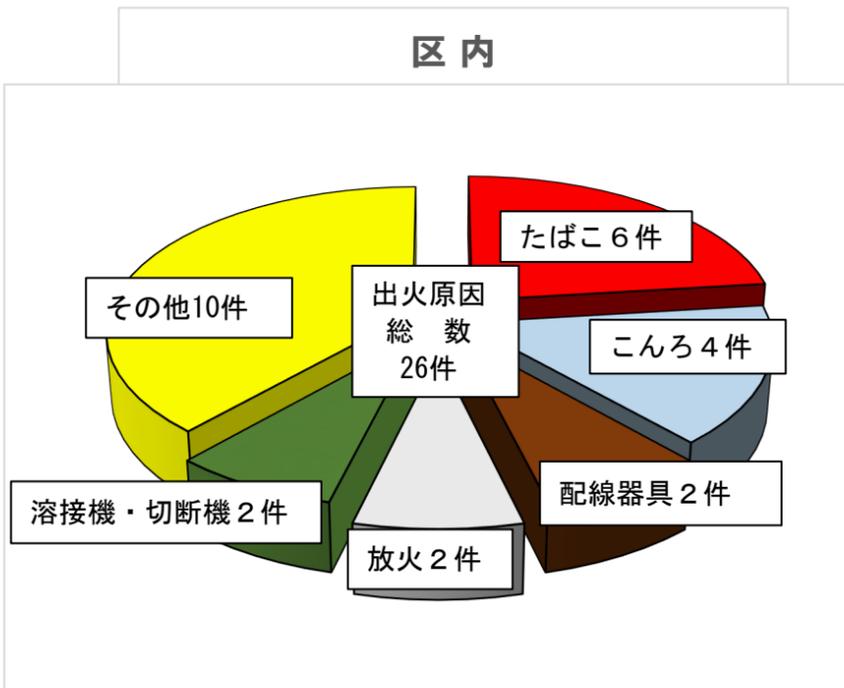
年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		26	19	7
火災種別	建物	14	11	3
	林野	0	0	0
	車両	5	2	3
	船舶	0	0	0
	その他	7	6	1
損害程度	焼損面積 (㎡)	480	69	411
	死者	0	1	△ 1
	負傷者	6	2	4
主な火災原因	たばこ	6	5	1
	こんろ	4	4	0
	配線器具	2	1	1
	放火(疑い含む)	2	4	△ 2
	溶接機・切断機	2	0	2
	その他	10	5	5
救急件数		5,747	5,545	202
救急種別	急病	4,060	3,888	172
	交通事故	253	254	△ 1
	一般負傷	982	963	19
	その他	452	440	12

◆ 横浜市内の災害・救急概況

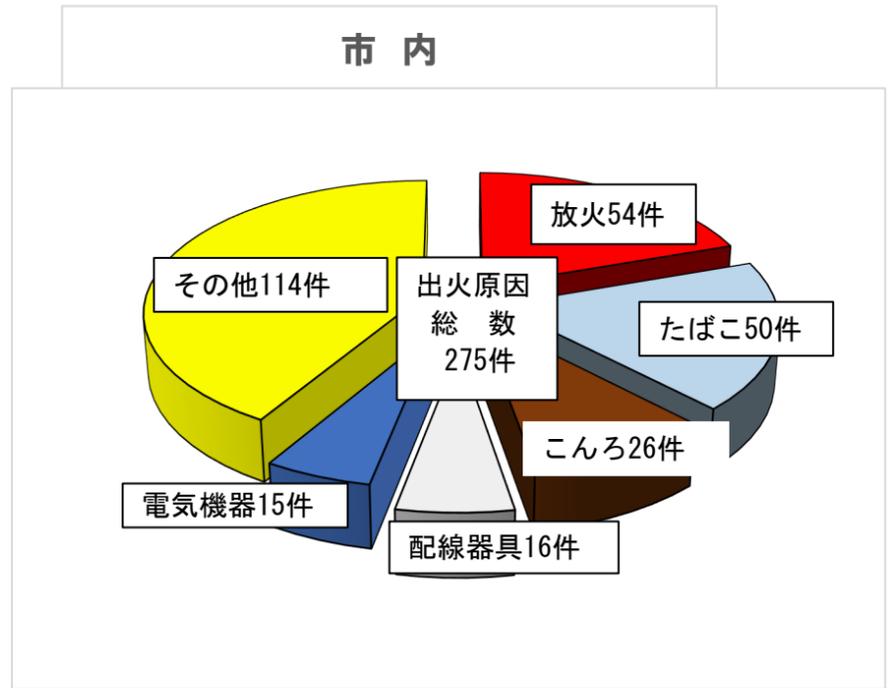
年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		275	250	25
火災種別	建物	150	169	△ 19
	林野	0	0	0
	車両	31	23	8
	船舶	0	0	0
	その他	94	58	36
損害程度	焼損面積 (㎡)	2,776	2,394	382
	死者	6	8	△ 2
	負傷者	35	46	△ 11
主な火災原因	放火(疑い含む)	54	38	16
	たばこ	50	40	10
	こんろ	26	26	0
	配線器具	16	14	2
	電気機器	15	26	△ 11
	その他	114	106	8
救急件数		76,021	75,761	260
救急種別	急病	53,341	53,213	128
	交通事故	2,739	2,742	△ 3
	一般負傷	14,154	13,877	277
	その他	5,787	5,929	△ 142

(令和5年1月1日～4月30日昨年同期比較)

区内

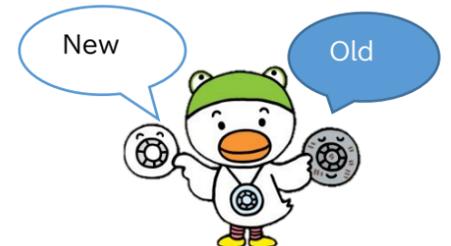


市内



住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！

住宅用火災警報器のバッテリーの寿命は約10年ですが、電子部品の劣化から正確に火災を感知できなくなる場合を考慮して、機器ごとの交換をお願いします。



熱中症にご注意ください！

いよいよ新緑の季節となりましたが、気温の上昇に伴い熱中症の対策が必要となる時季でもあります。

特に梅雨明け後は体が熱さに慣れていないため、急激な気温の上昇には十分に注意をする必要があります。

熱中症の3大要因

環境

- ・ 気温が高い
- ・ 湿度が高い
- ・ 風が弱い
- ・ 日差しが強い
- ・ 締め切った室内
- ・ エアコンがない部屋
- ・ 急に熱くなった日

- ・ 室温が28℃を超えないようにエアコン、扇風機の使用
- ・ 日よけや風の通りが良くなる工夫
- ・ 屋外から戻った時クールダウン出来るエアコンの効く部屋は有効

からだ

- ・ 持病のある方
- ・ 高齢者、乳幼児、肥満の方
- ・ 食事抜き
- ・ 下痢や高熱により脱水状態
- ・ 二日酔い、寝不足
- ・ 排便、排尿の機会

- ・ 二日酔い、寝不足にならない生活改善
- ・ 朝食抜きは要注意
- ・ 排便、排尿を心がける
- ・ 汗対策で水分控えると熱中症以外にもリスクあり
- ・ エアコン使用時の乾燥による脱水防止に水分補給

行動

- ・ 激しい運動
- ・ 慣れない運動
- ・ 長時間の屋外
- ・ 水分補給不能

- ・ 激しい運動、慣れない運動には、こまめな休養と水分補給
- ・ 長時間の屋外、高温下での作業時、こまめな休養と水分補給

ビールなどのアルコール飲料、お茶やコーヒーなどは利尿作用が強く、排尿により水分が体外へ排出されてしまうことから、ナトリウムを含むスポーツドリンクやミネラル分が豊富な麦茶などが、効果的に水分補給が実施できます。

鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和5年5月
鶴見警察署 生活安全課
4月末暫定値

1 罪種別認知状況 (年中累計 前年同期比)

年 別	凶 悪 犯				粗 暴 犯				窃 盗 犯			知能犯		風俗犯		そ の 他	合 計
	殺 人	強 盗	放 火	強 制 性 交 等	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺	そ の 他	わ い せ つ	そ の 他		
令和5年 4月末	0	4	1	0	9	21	1	0	23	133	135	29	0	5	0	41	402
令和4年 4月末	1	1	0	2	11	17	1	2	6	60	115	20	1	5	0	48	290
前年比	-1	+3	+1	-2	-2	+4	0	-2	+17	+73	+20	+9	-1	0	0	-7	+112



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺 (年中累計 前年同期比)

年 別	侵 入 盗					乗 り 物 盗				非 侵 入 盗					合 計		
	空 き 巣	忍 込 み	出 店 荒 し	事 務 所 荒 し	そ の 他	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	小 計	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	自 動 販 売 機 ね ら い	万 引 き	部 品 ね ら い		そ の 他	小 計
令和5年 4月末	7	0	6	1	23	4	32	97	133	4	1	0	66	13	51	135	291
令和4年 4月末	2	0	1	0	3	6	8	51	60	11	0	0	40	9	55	115	181
前年比	+5	0	+5	+1	+16	+17	+24	+46	+73	-7	+1	0	+26	+4	-4	+20	+110

特
殊
詐
欺
(旧振り込め詐欺)

27
23
+4

特殊詐欺被害総額 66,030,170円

キャッシュカード詐欺盗被害…1人 2,459,000円

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害…12人 18,350,000円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害…5人 35,150,000円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害…8人 9,516,170円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺…1人 555,000円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

令和5年4月末暫定

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和5年 4月末	令和4年 4月末	前年比	令和5年 4月末	令和4年 4月末	前年比	令和5年 4月末	令和4年 4月末	前年比	令和5年 4月末	令和4年 4月末	前年比
総数	291	181	+110	1	1	0	7	2	+5	97	51	+46
朝日町	4	1	+3			0			0	2		+2
安善町			0			0			0			0
市場上町	2	1	+1			0	1		+1	1	1	0
市場下町	3		+3			0			0	3		+3
市場西中町	1	1	0			0			0	1		+1
市場東中町	5	1	+4			0			0	5		+5
市場南東町	1	2	-1			0			0	1		+1
市場大和町	4	1	+3		1	-1			0	2	1	+1
潮田町	6	2	+4			0			0	2		+2
江分崎町	4	6	-2			0			0	4	2	+2
小野町	1		+1			0			0	1		+1
梶山町	5	4	+1			0			0	3	4	-1
上野町	7	8	-1			0	1		+1	1	3	-2
上の宮町			0			0			0			0
寛政町	5	1	+4			0			0	2	1	+1
岸谷町	6	2	+4			0			0	3	1	+2
北寺尾町	9	5	+4			0	2		+2			0
駒岡町	28	13	+15			0			0	5	3	+2
菜通町	6	4	+2			0			0	5	2	+3
汐入町	2		+2			0			0			0
瀬谷町	4	7	-3			0			0		1	-1
下野谷町	7	2	+5			0			0	1	1	0
麻生町	7	8	-1			0			0	4	5	-1
末広町	7	9	-2			0			0	2	3	-1
末広町	1		+1			0			0			0
菅沢町	3	2	+1			0			0	1	2	-1
諏訪坂町			0			0			0			0
大黒町	1	1	0			0			0			0
大黒ふ頭	6	3	+3			0			0			0
大東町	1	1	0			0			0			0
佃野町	5	2	+3			0			0	4		+4
鶴見町	4	1	+3			0			0	1	1	0
鶴見中央	58	32	+26	1		+1	2		+2	13	8	+5
寺谷町	1	2	-1			0			0	1		+1
豊岡町	21	9	+12			0			0	2		+2
仲通町	4	2	+2			0			0	2	1	+1
生麦町	10	7	+3			0			0	3	3	0
浜町			0			0			0			0
馬場町	6	2	+4			0	1		+1	1		+1
東寺尾	5	6	-1			0		2	-2	2	1	+1
東寺尾北台		1	0			0			0			0
東寺尾中台	1	1	0			0			0	1	1	0
東寺尾東台		1	0			0			0		1	-1
平安町	2	2	0			0			0	2	1	+1
弁天町	3		+3			0			0	2		+2
本通町	10	1	+9			0			0	4		+4
宮池公園		1	0			0			0			0
向井町	5	3	+2			0			0	2	1	+1
元宮町	10	12	-2			0			0	2		+2
袋町	10	11	-1			0			0	6	3	+3

交通事故発生状況

令和5年5月
鶴見警察署 交通課

4月末概数

管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	199	1	8	221	229
4年	211	1	7	218	225
増減数	-12	0	1	3	4
増減率	-5.7%	—	14.3%	1.4%	1.8%

県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
5年	7,013	35	8,243
4年	6,626	32	7,584
増減数	387	3	659

管内発生状況 (4月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	43	0	0	54	54
4年	68	1	2	73	75
増減数	-25	-1	-2	-19	-21

春の全国交通安全運動
5月11日(木)～5月20日(土)

交通事故死ゼロを目指す日
5月20日(土)

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
5年	18	14	0	8	10	7	19	115	8
4年	18	16	1	13	20	5	33	96	9

曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
5年	18	26	32	34	31	38	20
4年	16	37	34	30	37	32	25



4月から大人も子供もヘルメット着用が努力義務になりました。

時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
5年	5	2	7	23	29	25	23	25	29	18	9	4
4年	5	3	12	22	29	14	19	20	31	36	11	9

町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	下末吉	生麦	駒岡	東寺尾	矢向	北寺尾
5年	27	17	16	12	10	9	8
4年	17	14	17	24	9	16	6

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。常に発生が多い地区ではありません。

事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	列車
5年	11	5	27	47	38	23	28	19	1
4年	24	3	40	30	37	42	13	22	0



鶴見警察署
マスコットキャラクター
かける&まい

関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
5年	18	54	55	70
4年	11	66	52	65

春の全国交通安全運動スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから

事故を防ぐには「思いやり」と「ゆずり合い」の気持ちが大大事！
まずは自分の心と時間にゆとりを持ちましょう！

事前予約不要

申請を迷っている方もぜひ、お越しください!!



マイナンバーカード申請相談会

鶴見区内の地区センターにて マイナンバーカード申請や受け取りの相談をお受けします!

相談会 3つのポイント



- ・混雑により、整理券等で受付人数を制限させていただく場合があります。
- ・その場でマイナンバーカードは発行できません。
- ・二次元コード付申請書をお持ちいただくよりスムーズです。
- ・公共交通機関でお越しください。

ポイント 1

ご自身やご家族などのマイナンバーカード申請や、
カード受取手続きについて、**質問やご相談を承ります。**

- ・高齢の親のカード申請はどうしたらいいの？
- ・代理で、カードの受取はできる？
- ・カード受取の際、用意する書類はどんなもの？



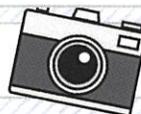
ポイント 2

活用方法・セキュリティに関する『**ミニ講座**』を開催します。

- ・マイナンバーカードって、なんだか不安・・・
- ・どんな場面で使えるの？

ポイント 3

無料で顔写真撮影します。



写真撮影にお困りの方も
お越しください!

▶会場一覧

※会場によって相談会開催日が異なります。

その場でマイナンバーカードは発行できません。申請書をポストに投函後、1か月半から2か月程度で区役所から受取のご案内（はがき）が届きます。はがきの案内に沿ってお受け取りください。受け取り場所は、マイナンバーカード特設センター、またはお住まいの区の区役所となります。

地区センター	実施日	相談会		講座				
		実施時間	場所	開始時刻			場所	
生麦	6月11日(日)	月曜日 10:00~18:00	ロビー	11:15~	11:45~	12:15~	中会議室	
	6月12日(月)			13:15~	13:45~	14:15~		
矢向	7月2日(日)		日曜日 10:00~16:00	C会議室	13:15~	14:00~		A会議室
	7月3日(月)				13:15~	14:00~		
駒岡	7月2日(日)			ロビー	13:15~	14:00~		会議室
	7月3日(月)				13:15~	14:00~		
末吉	7月9日(日)			ロビー	13:15~	14:00~		会議室
	7月10日(月)				13:15~	14:00~		
潮田	7月9日(日)			ロビー	13:15~	14:00~		中会議室
	7月10日(月)				13:15~	13:45~	14:15~	
寺尾	7月9日(日)			202	13:15~	14:00~		101~103
	7月10日(月)				13:15~	14:00~		

《相談会に関するお問い合わせはこちら》

横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル

TEL:0120-321-590 平日 8:30~20:00 土日祝 9:00~17:30

他区の地区センターのスケジュールについては、ホームページをご確認ください。

【主催】横浜市市民局窓ロサービス課
【受託者】東武トップツアーズ(株)横浜支店



国民健康保険特定健康診査の受診率向上の取組について

横浜市国民健康保険に加入している40歳以上の方は、糖尿病や高血圧等の生活習慣病予防のため、その前段階であるメタボリックシンドロームを発見し、その要因となっている生活習慣の改善に繋げていくための特定健康診査（以下「特定健診」という。）を無料で受診することができます。

鶴見区では、第4期鶴見・あいねっとの推進の柱3で、「健やかに暮らせる地域づくり」の行動目標として、健診の受診勧奨を進めていますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 国保の特定健診受診のメリット

- ◎ 生活習慣病などを早期発見し、**健康寿命を延ばす**チャンスです。
- ◎ 約10,000円かかる検査が**無料**で受診できます。
- ◎ 4/1から12/31の間に受診すると抽選で1,000名様に**カタログギフト**等の賞品が当たります。詳しくは、こちらをご覧ください。



横浜市特定健診受診キャンペーンの
ホームページ

2 鶴見区の特定健診受診の取組スケジュール

- (1) 5月15日 特定健診受診券発送
 - (2) 5月 各種団体に協力を依頼予定
 - (3) 6月 広報よこはま鶴見区版6月号に特定健診の案内を掲載
- ※(2)、(3)については、国保加入者に限定せず、広く「特定健診」の受診率向上に向けた啓発として実施する予定です。

3 国保の特定健診の実施概要

- (1) 対象者
 - 令和5年4月1日時点で加入している方で、翌年3月31日までに40歳から75歳の誕生日を迎える方（国の基準による対象者）
 - 令和5年4月2日以降に加入した方で、翌年3月31日までに40歳から75歳の誕生日を迎える方（横浜市独自の対象者）
 - ※令和5年4月2日以降に加入した方は、区役所保険年金課にご連絡いただければ受診券を送付します。
 - ※国保以外の40歳から74歳の方については、加入されている健康保険の保険者が特定健診を実施しています。
- (2) 受診期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- (3) 費用 **無料**
 - ※75歳以上の方も、横浜市健康診査を無料で受診することができます。
 - （詳しくは、横浜市けんしん専用ダイヤル（045-664-2606）にお問合せください。）
- (4) 健診機関 横浜市国民健康保険特定健診受託機関（受診券に一覧表同封）
- (5) 健診内容 身長、体重、腹囲測定、血圧測定、血液検査、尿検査等

【参考】国保の特定健診受診率の状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
鶴見区	19.8%	20.8%	22.5%	23.4%	19.8%	22.8%
横浜市	21.0%	21.9%	24.3%	25.4%	21.8%	24.7%

○特定健診受診に当たっての留意点

- ・医療機関の受け入れ態勢もあることから、受診の際には事前に当該医療機関に実施の有無の確認をお願いいたします。
- ・特定健診は体調の良い時にマスクを着用の上での受診をお願いいたします。
- ・密集・密接を防ぐため受付時間を守っていただきますようお願いいたします。